

松山市骨粗鬆症検診精密検査協力医療機関参加基準

1. 松山市骨粗鬆症検診精密検査協力医療機関の役割

松山市骨粗鬆症検診精密検査協力医療機関（以下「協力医療機関」という。）は、松山市が松山市骨粗鬆症指定医療機関に委託して実施した検診の結果、要精密検査と区分された者（以下「対象者」という。）に対し、保険診療で検査・診断等を行い、必要に応じて治療や経過観察を実施する。

2. 協力医療機関の参加の際満たすべき基準

協力医療機関は、以下（１）～（６）の全てを満たすことを基準とする。

- （１）骨粗鬆症の診断が可能な医師が勤務していること。
- （２）骨粗鬆症の診断を行うことができる検査機器等を有していること。
- （３）精密検査の結果、自院での治療が困難であった場合や、治療を継続する中で必要となる自院で実施できない検査について、実施可能医療機関を紹介するなどの連携体制がある。
- （４）松山市骨粗鬆症検診精密検査協力医療機関登録承諾書を３年度毎に松山市（健康づくり推進課）へ提出すること。
- （５）市内に所在する医療機関であること。
- （６）松山市公式ホームページへ必要事項（医療機関名、住所、連絡先等）を掲載することに同意すること。

3. 料金

保険診療扱い

4. 協力医療機関への参加手順

参加基準を満たした参加希望医療機関は、「松山市骨粗鬆症検診精密検査協力医療機関承諾書」を、松山市医師会を通じて松山市（健康づくり推進課）へ提出する。

ただし、松山市医師会に所属していない医療機関は、直接松山市（健康づくり推進課）へ提出する。

なお、年度の途中で（１）～（６）の条件を満たすことが困難となった場合は、速やかに松山市（健康づくり推進課）へ辞退届を提出する。

5. 精密検査の実施と報告

対象者が受診した際は、診断に必要な検査等を実施し、「異常認めず」、「骨粗鬆症」、「骨粗鬆症以外の疾患」に区分して松山市へ報告する。

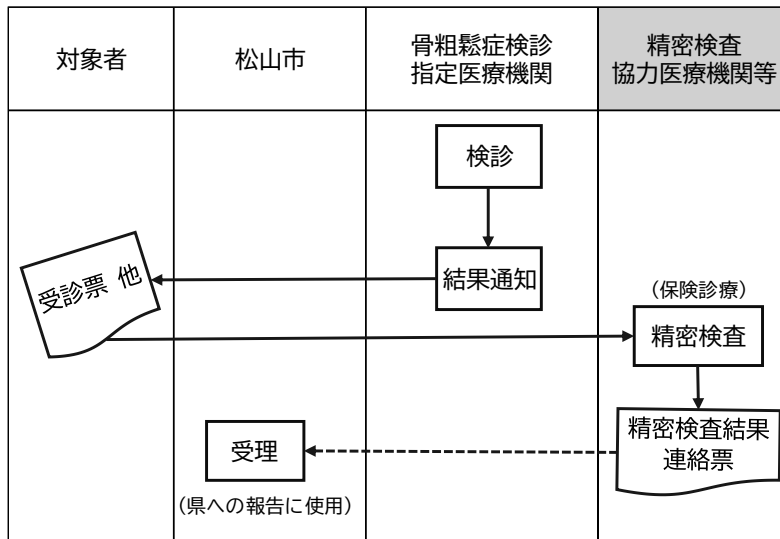
6. 参考

(松山市骨粗鬆症検診の対象)

松山市に住民登録のある、年度末（該当年度の3月31日）に40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳の女性。

ただし、骨粗鬆症の治療中及び経過観察中の人は除く。

(松山市骨粗鬆症検診のフロー)



(松山市骨粗鬆症検診の結果判定のフロー)

